十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}\times\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十五年一月十八日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十五年一月二十二日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	百三十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十一回）	二・二％	平成四十一年六月二十日	百九十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十二回）	二・一％	平成四十一年六月二十日	九億円
利付国庫債券（二十年）（第百十六回）	二・二％	平成四十二年三月二十日	五十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十回）	一・六％	平成四十二年六月二十日	二百九億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）	二・二％	平成四十三年三月二十日	三十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	四十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十一回）	一・七％	平成四十三年九月二十日	百七十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	二百九十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	二億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	三十八億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	二百八十億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	百三十億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	二十八億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	二十三億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	百七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	十億円